

第 9 8 回 宍 粟 市 議 会 定 例 会 議 録 (第 5 号)

招 集 年 月 日 令 和 3 年 2 月 2 6 日 (金 曜 日)

招 集 の 場 所 宍 粟 市 役 所 議 場

開 議 3 月 2 3 日 午 前 9 時 3 0 分 宣 告 (第 5 日)

議 事 日 程

- 日 程 第 1 第 22 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 予 算
第 23 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算
第 24 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 国 民 健 康 保 険 診 療 所 特 別 会 計 予 算
第 25 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 後 期 高 齡 者 医 療 事 業 特 別 会 計 予 算
第 26 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 予 算
第 27 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 訪 問 看 護 事 業 特 別 会 計 予 算
第 28 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
第 29 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 下 水 道 事 業 特 別 会 計 予 算
第 30 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 予 算
- 日 程 第 2 第 31 号 議 案 宍 粟 市 職 員 の 特 殊 勤 務 手 当 に 関 する 条 例 の 一 部 改 正 に
つ いて
- 日 程 第 3 第 32 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 14 号)
第 33 号 議 案 令 和 2 年 度 宍 粟 市 病 院 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 (第 7 号)
- 日 程 第 4 第 34 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 補 正 予 算 (第 1 号)
- 日 程 第 5 発 議 第 1 号 宍 粟 市 議 会 委 員 会 条 例 の 一 部 改 正 に つ いて
発 議 第 2 号 宍 粟 市 議 会 会 議 規 則 の 一 部 改 正 に つ いて
- 日 程 第 6 総 務 経 済 常 任 委 員 会 所 管 事 務 調 査 報 告
文 教 民 生 常 任 委 員 会 所 管 事 務 調 査 報 告
新 病 院 の 整 備 等 に 関 する 調 査 特 別 委 員 会 所 管 事 務 調 査 報 告
- 日 程 第 7 所 管 事 務 等 調 査 に つ いて
-

本 日 の 会 議 に 付 し た 事 件

- 日 程 第 1 第 22 号 議 案 令 和 3 年 度 宍 粟 市 一 般 会 計 予 算

- 第 23号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算
 第 24号議案 令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算
 第 25号議案 令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算
 第 26号議案 令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算
 第 27号議案 令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算
 第 28号議案 令和3年度宍粟市水道事業特別会計予算
 第 29号議案 令和3年度宍粟市下水道事業特別会計予算
 第 30号議案 令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算
 日程第 2 第 31号議案 宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
 日程第 3 第 32号議案 令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第14号）
 第 33号議案 令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算（第7号）
 日程第 4 第 34号議案 令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）
 日程第 5 発議第 1号 宍粟市議会委員会条例の一部改正について
 発議第 2号 宍粟市議会会議規則の一部改正について
 日程第 6 総務経済常任委員会所管事務調査報告
 文教民生常任委員会所管事務調査報告
 新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告
 日程第 7 所管事務等調査について

応 招 議 員（16名）

出 席 議 員（16名）

1 番 津 田 晃 伸 議員	2 番 宮 元 裕 祐 議員
3 番 榎 橋 美 恵 子 議員	4 番 西 本 諭 議員
5 番 今 井 和 夫 議員	6 番 大 久 保 陽 一 議員
7 番 田 中 孝 幸 議員	8 番 神 吉 正 男 議員
9 番 田 中 一 郎 議員	10 番 山 下 由 美 議員
11 番 飯 田 吉 則 議員	12 番 大 畑 利 明 議員
13 番 浅 田 雅 昭 議員	14 番 実 友 勉 議員
15 番 林 克 治 議員	16 番 東 豊 俊 議員

欠 席 議 員 な し

職務のために議場に出席した者の職氏名

事務局長	小谷 慎一 君	書	記	大谷 哲也 君	
書	記	小椋 沙織 君	書	記	中瀬 裕文 君

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	福元 晶三 君	副市長	中村 司 君
教育長	西岡 章寿 君	参事兼総合病院事務部長	隅岡 繁宏 君
企画総務部長	前田 正人 君	まちづくり推進部長	津村 裕二 君
市民生活部長	平瀬 忠信 君	健康福祉部長	世良 智 君
産業部長	名畑 浩一 君	建設部長	富田 健次 君
一宮市民局長	上長 正典 君	波賀市民局長	坂口 知巳 君
千種市民局長	福山 敏彦 君	会計管理者	太中 豊和 君
教育委員会教育部長	大谷 奈雅子 君	農業委員会事務局長	田路 仁 君

(午前 9時30分 開議)

○議長(東 豊俊君) 皆様、おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち諸般の報告をいたします。

報告1、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告2、令和3年2月1日付で議会宛てに通知のありました、宍粟市職員措置請求について、監査結果通知が監査委員から議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので、御高覧願います。

報告3、本日、市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第22号議案～第30号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第1、第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算から、第30号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算までの9議案を一括議題といたします。

当該9議案は、去る3月10日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 第98回宍粟市議会定例会において、本委員会に付託されました令和3年度各会計予算に係る第22号議案から第30号議案までの9議案について、委員会を招集し、審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告します。

まず、全体会につきましては、審査日が令和3年3月22日、審査場所は宍粟市議場、出席委員は予算決算常任委員会委員であります。

次に、小委員会である予算委員会は審査日、令和3年3月11日、12日、15日及び16日で、審査場所は同じく宍粟市議場、出席委員及び欠席委員はお手元の資料のとおりであります。

説明員は、部局長以下関係職員で、審査資料は令和3年度宍粟市各会計予算書等

報告書に記載のとおりでありますので、御高覧ください。

次に、審査の経過及び結果につきましては、令和3年2月26日の本会議において上程があり、3月10日に本委員会に付託された第22号議案から第30号議案までの令和3年度予算に係る9議案の審査は、同日委員会を招集し、8人の委員で構成する小委員会、予算委員会で詳細審査をすることに決定しました。予算委員会は、2月26日に予算審査に係る調査、準備を進めるために設置し、3月8日には審査要領等を協議し、詳細審査に向けた事前打合せを行いました。詳細審査は3月11日、12日、15日、16日の4日間で行い、令和3年度予算書及び主要施策を中心に各部局ごとに説明員の出席を求め、行いました。その後、22日に全体会を招集し、予算委員会の審査報告を受け、質疑及び自由討議を行いました。

質疑では、人口減少問題や外出支援サービス事業について、どのような審査が行われたのか、また、指定管理業務について、今回の指定管理料が適正なのかどうかなどについて質疑がありました。

なお、第22号議案については、予算委員会より修正案が提出され、提案理由説明の後、修正案に対する質疑を行いました。

以上のとおり、予算委員長報告から質疑及び自由討議を経て、採決及び参考賛否の確認をいたしました。

その結果は次のとおりです。

まず、第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算修正案、観光駐車場整備事業に関する予算を削減するものについては賛成少数で否決されました。

次に、第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算原案について、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第23号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第24号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険診療所特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第25号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第26号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算については、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、第27号議案、令和3年度宍粟市訪問看護事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第28号議案、令和3年度宍粟市水道事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第29号議案、令和3年度宍粟市下水道事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、第30号議案、令和3年度宍粟市病院事業特別会計予算については、全会一致で可決すべきものと決しました。

審査の中で委員から出された主な質疑、回答、意見は次のとおりとなりますが、長文となりますので、予算決算常任委員会の意見を添えて報告に代えさせていただきます。

企画総務部、選挙管理委員会事務局におきましては、宍粟市の最大の課題である人口減少問題、人口の減少が起因し、経済の縮小、財政の逼迫へと負のサイクルが始まっている。このサイクルを止めるためにも、人口減少問題に真剣に取り組まないといけない時期が来ている。普通交付税が完全に一本算定化され、財政状況の非常に厳しい中ではあるが、コロナ禍の今こそ地方は勝負をかけるときである。ハード面の整備が進む中、今後はソフト面の整備を民間の活力なども活用し、早急に進められたい。

広報事業は今後の時代の変化を見極め、動画配信等にも注力されたい。

まちづくり推進部におきましては、公共交通事業の運営に当たっては、地域によって事情が違ふと思うので、利用される人々と相談しながら、便利で新しい移動手段を考えると来ていると思います。

人権教育の推進に当たっては、学校や会社、各種団体など、小グループにセミナー参加等の呼びかけをすることで意識の向上につながると考えるため、令和3年度は新たな啓発の取組も進めていただきたい。

市民生活部におきましては、再生可能エネルギーの利用促進について、2050カーボンニュートラルという大きな柱立てができたので、その方向に向かって第3次環境基本計画の策定に取り組んでもらいたい。

生ごみ減量化促進事業については、一般廃棄物処理基本計画にあるように、3切り運動などの啓発により、減量の意識づけを図るとともに、再資源化の調査、研究を他市の例を参考に進められたい。

健康福祉部におきましては、外出支援サービス事業については、支援を受ける側にとってなくてはならないサービスであり、事業を存続させていくために、事業内容や業務委託内容についてもより適切なサービスが実施できるように見直しを図ら

りたい。

国民健康保険一宮北診療所開設事業については、将来に向けて、一宮北部の地域医療がよりよい方向に進むように様々な調整や協議を進められたい。

ひきこもり対策推進事業については、社会に出ることや人と関わることに不安のある方が安心して過ごせる居場所として機能している。市内の南部と北部に設置できるよう、引き続き検討を重ねていただきたい。

病児・病後児保育事業については、引き続き周知を行い、保護者が安心していただけることができるように努められたい。

産業部、農業委員会事務局におきましては、農業では、多面的機能支払い制度の広域化を効率的に進めていただきたい。

林業では、県支出金の減額とマイナス面が見られるが、地域の事業意欲をそぐことのないように、環境譲与税などを有効に活用されたい。

移住・定住支援事業においては、森林の家づくり応援事業の活用が多いことから、宍粟材の利用促進とも併せて効果的に進められたい。

産業立地促進事業については、5年を経過し、経済波及効果についての検証を進められたい。

観光駐車場整備事業、指定管理業務全般、指定管理施設更新修繕等事業については、今から行うことの必要性や将来の見込みなどをさらにしっかり検討し、慎重な予算執行に努められたい。

建設部におきましては、新病院建設及び周辺整備事業では、新しいまちづくりの観点も併せ、環境整備や市民が納得する方向で検討されたい。

最上山公園等整備事業では、障がい者に配慮した整備が進んでいる。今後も誰もが楽しめる観光整備に努められたい。

空き家対策では、粘り強く所有者との了解、納得に時間を費やしていただき、景観にも心を配り、指導、助言をお願いしたい。

教育部におきましては、人口減少により子どもの数の減少も予想を超えるスピードで進んでいる。全ての施策において、現在の若者世代の人口と出生率を細かく分析し、現実に近い今後の子どもの数の推計を立てていくことで、将来負担とならない学校や園舎等の規模を検討していかなければならない。

また、ICT化による教育格差をなくすためにも、整備状況や児童生徒、教員の理解状況をつぶさに確認し、場合によっては支援員の増員も検討していくことが重要である。

一方で、ICT化による弊害もあることも留意されたい。

総合病院におきましては、病院事業については数年前から小児医療、休日診療ほか様々な新たな取組があり、経常利益確保に向けて結果を残されていて、令和3年度も大いに期待したい。

ただ、新型コロナウイルス感染症対応もあり、職員の負担増が懸念されるので、そのあたりに十分留意していただきたい。

会計課、議会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、固定資産評価審査委員会事務局におきましては、特に意見はありませんでした。

以上、御報告申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これから討論を行います。討論は分割して行います。

まず、第22号議案の討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算に対する反対討論を行います。

市長は、施政方針において、初めに、新型コロナウイルス感染症は、依然として猛威を振るい、昨年11月には市内で複数のクラスターが発生するなど、感染が急激に拡大したが、今は一定の押さえ込みができている状況にある。2月には新型コロナワクチン接種推進室を市役所に開設し、会場の確保や動線の確認など、その準備を着々と進めていると述べておられます。

昨年11月の市内での急激な感染拡大においては、今、思い出しても恐ろしくなるほど大変な状況下でありました。多くの関係者の皆様の献身的な命をも顧みない御努力、そして、市民の皆様のため御努力により、現在の状況には至っております。

しかし、市長もおっしゃられていますとおり、新型コロナウイルス感染症は依然として猛威を振るっており、感染力の強いと言われております変異株の流行も懸念

されております。

令和3年度は宍粟市として市民に対する感染対策とワクチン接種という2つの大事業に取り組まなければなりません。ワクチン接種に対しては、期待の声がある一方、不安の声も少なくありません。新型コロナウイルス感染症から市民の暮らしや命を守り、また、子どもたちの発達を保障するためには新型コロナウイルス対策を最優先にするべきであり、今、急がなくてもよい事業は先送りにすることなどを考慮し、独自で財源を確保してでも専門職員の増員を行う必要があります。

また、毎年度指摘を続けていますが、令和3年度予算におきましても、公立幼稚園、公立保育所の耐震工事や建替えの予算が計上されていません。この原因は、宍粟市幼保一元化推進計画に基づき、公立幼稚園、公立保育所を廃止し、民営化による認定こども園の建設を推進しているからです。運営法人の募集を行い、見つからなければ公立で運営をすることにしていますが、これまで子どもたちの健やかな発達を保障する環境を宍粟市の責任で整えてきたこともあり、法人が見つからず、公立で運営してもらえてよかったという声を聞きます。

国の方針が民営化の推進であり、公立の幼稚園や保育所の運営費に対する国庫負担金を一般財源化していたとしても、宍粟市においては、地域や保護者の声を聞き、政策を進めなければなりません。

また、これも毎年度指摘を続けておりますが、多子世帯の経済的負担の軽減を目的とした第3子以降の児童生徒の給食費の無料化について、3人の子どもがいる多子世帯でも対象とならないケースがあり、矛盾が生じております。学校給食費は義務教育にかかる費用の中でも非常に重い負担となっており、全ての児童生徒の給食費の無料化を行うべきです。

以上、主な点を指摘いたしまして反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

5番、今井和夫議員。

○5番（今井和夫君） 第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算に対し、賛成の立場で討論いたします。

福元市政の大テーマである森林から創まる地域創生の下、財源が厳しい中で大いに認められるべき事業が当予算にも多々あります。

それは、例えば森林の家づくり応援事業、空き家活用による移住・定住促進事業、森林整備推進事業、企業誘致等促進事業、市北部活性化事業、指定管理料見直し等による施設の運営事業、あるいは高校生までの医療費無料化、学校給食食材の地場

産品購入補助、一宮北診療所開設事業、また、北部の生活圏の拠点づくり事業等々、ほかにも様々に認められるべき事業はあります。

また、改良すべき点は多々ありますが、外出支援サービス事業や地域生活交通対策事業等も宍粟市独自の住民に寄り添った施策として今後、見直しをしながら継続していくべき施策であります。

また、予算化はまだされていませんが、予算化に向けて動き出している、農業における宍粟市農業モデルの構築、あるいはちくさエーガイヤの再整備の検討等々、大いに期待したいものも見えます。

再生可能エネルギー活用や学校教育における体験教育の充実、あるいは幼保一元化事業の再検討、これは既に運営が行われているところも含めてであります、等々のさらに力を入れてもらいたい事業もありますが、おおむね評価できる予算になっているのではと考えます。

私は、昨日のこの議案に対する修正案に賛成いたしました。原案と比較し修正案のほうがよりベターと考えたからであり、その考えは今も変わっておりません。修正案の提案理由の中にありました、PDCAサイクルがきちっとできる職員体制であったり、市民の皆さんが納得できるお金の使い方であったりということは当然議会として今後そういった視点から予算審査や当局へ提言をしていくことが必要であると考えております。

しかしながら、昨日の予算決算常任委員会において、その修正案が議会として否決されました中で、その提案された改善すべき部分とそれ以外の賛成すべき大部分と比較、勘案してみたとき、私としては本予算案は承認すべきものと考えます。

以上で私の賛成討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、反対者の発言を許します。

1番、津田晃伸議員。

○1番（津田晃伸君） 1番、津田晃伸です。第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算に対し、反対の立場で討論させていただきます。

今回、私は反対といっても、観光駐車場整備事業に対しての1点です。昨日、予算決算常任委員会でも修正案の提出をさせていただきました。結果は賛成少数でした。観光駐車場整備をやめろと言っているわけではありません。提案理由の1つ目は、コロナ禍の今、なぜハード面の観光駐車場の整備なのかです。コロナのピンチはある意味地方にとってはチャンスで、タイミングです。宍粟市の抱える人口減少問題を真剣に考えるなら、移住・定住施策、子育て環境の整備等を最優先すべきで

す。

2つ目に、駐車場の運営方法、有料なのか、無料なのか等の詳細も出ておらず、余りにも整備計画が不透明な点を挙げさせていただきました。将来の見込みが不十分な状態で実施することが本当に正しいのでしょうか。

令和3年度は市税の減収を2億円強見込んでおります。その中で市の借金は2億2,000万円に増えております。この状況下で2年間で総額2億円も投じ、ハード面の整備を進めることが正しいのでしょうか。進めるのであれば、着地点をしっかりと見据え、目的を明確に示し、計画ある実行を遂行すべきだと考えます。

コロナ禍の今、やるべきことはコロナで影響を受けた商工業者の支援や人口減少に取り組む前向きな施策だと考えております。そういった前向きな施策が出てこなかったことも非常に残念に感じております。無計画な事業の進め方は子どもたちの未来へ負担を多く残すだけです。人口減少により経済が縮小し、財政が逼迫する、この負のサイクルを止めるためにも、こういったところから市民の皆さんに理解を得て、事業を見直すことも必要と考えます。

限られた財源の中、最優先すべきことは何なのか、議員各位には賢明なる御判断をいただきますよう、お願いいたします。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

13番、浅田雅昭議員。

○13番（浅田雅昭君） 13番、浅田です。第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算について、賛成の立場で討論をいたします。

一般会計予算は教育や福祉、道路等の社会基盤整備など、市民の安全・安心な暮らしを支えるとともに、農林水産業の振興や観光振興を図り、地域の活性化を推進するための各種事務事業を総合的に実施するための予算です。

予算委員会において、山崎市民局跡地の観光駐車場整備及び周辺道路改良工事予算減額の修正案が提出されました。修正案に対する質疑で、提案者に対し、児童生徒の安全確保、市民の安全確保は必要ないということかを尋ねました。それに対し、提案者は、今の状況で安全は確保されているとの回答でした。移住・定住対策に予算を投じるべきという趣旨の発言でした。市民の安全を守ること以上に優先することがほかにあるのでしょうか。事業実施場所は小学校、中学校、図書館、文化会館、病院、防災センターなど、多くの市民が行き来するところです。車道も狭く、歩道も狭いと思います。市民の安全確保が最優先ではないのでしょうか。

また、この山崎市民局跡地の観光駐車場整備及び周辺道路改良工事については、令和2年12月議会において、第140号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算（第10号）で、設計業務委託予算限度額2,300万円が債務負担行為追加計上され、議会は可決しています。工事の設計を行う予算を可決しながら、整備予算は認めないとする考え方に理解できません。予算は継続しています。事業は継続しています。森林から創まる地域創生をテーマに、これまで各事業を実施しており、今後も継続した事業実施を行うことが必要です。

都市部からの交流人口や移住・定住者の増加を推進するためには、移住者への直接支援だけではなく、福祉や教育、医療の充実、子育て支援、道路や公園等の社会基盤の整備など、総合的な施策の推進が必要です。令和3年度一般会計予算は、新型コロナウイルス感染症に対応したワクチン接種費用や生活経済面への支援、中小企業等への支援などの予算計上を初め、コロナ後に向け、森林から創まる地域創生をテーマに、住む・働く・産み育てる・まちの魅力の4本柱を核とした施策展開の予算が計上されています。この当初予算を可決し、着実に執行していくことが求められています。

議員各位の賢明なる御判断を願い、賛成討論とします。

○議長（東 豊俊君） 暫時休憩します。

午前10時00分休憩

午前10時01分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

次に、反対者の発言を許します。

11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） 第22号議案、令和3年度宍粟市一般会計予算について、反対の立場で討論をいたします。

今回の予算提案では、コロナ禍の中での減収対策として、臨時財政対策債の発行額が大幅に増額され、それを踏まえて、財政調整基金1億円を取り崩す結果となっています。普通交付税の一本算定により、財政は一層厳しさを増すであろうことは周知の事実であります。令和3年度予算では、起債が返済額を上回り、一般会計の起債残高見込額は、令和2年度末見込額より約3.4億円増となり、将来負担比率も大きくなっていくばかりです。

そんな中で、歳出において商工費が突出して増額となっています。特に、観光施

策に関しての負担が大きくなっていることから、昨日、予算決算常任委員会へ観光駐車場整備への修正案が出されました。市民の安全確保を言いながら、文教ゾーンに観光駐車場を設置とするというものでございましたが、この案は否決されました。それ以外にも指定管理料の大幅増額、戸倉スキー場への圧雪車購入費4,500万円など、総額では令和2年度当初予算額の2倍を超えて4.9億円の増額となっています。

予算審査の中で、指定管理料の積算根拠の曖昧さや設備投資への考え方、将来の見通しについての質疑においても納得のいく説明がなされたとは言いがたく、財政難の折、このような状況での予算計上がそのまま提案されること、それらの政策決定過程についても疑問を感じております。

このことを鑑みまして、残念ではありますが、今回の予算案については賛成することはできません。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

9番、田中一郎議員。

○9番（田中一郎君） 9番、田中一郎です。令和3年度宍粟市一般会計予算並びに令和3年度予算関連議案について、賛成の立場で討論させていただきます。

令和3年度一般会計予算編成は、市民の生活全般を支える予算であります。今まで反対の討論をお聞きしておりますと、項目についての意見は、それぞれの考え方は尊重いたすところではありますが、今回の予算編成は市の強い思いが示された内容であることを実感しております。

宍粟市総合計画を基本とした令和3年度のみならず、次世代へつなぐまちづくり、人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまち、宍粟市の将来像の理念の実現につながるものであります。

令和3年度予算は、宍粟市の根幹を成す市税収入の落ち込み、行財政改革で生み出した財源を上回る社会保障関連経費やコロナ禍による支援体制の構築における諸経費の大幅の増、多額の財源を必要とする課題が山積するという、危機的財政状況を背景に、限られた予算を効率的、効果的に活用するとした編成がなされ、執行されようとしています。

市長を初め、職員の皆様はタウンミーティングや地域委員会、説明会等に事あるごとに足を運び、市民の声に耳を傾けていただいていると確信しております。市民の皆様とともに、コロナ禍の困難を乗り越える中、令和3年度予算編成でつくられた事業を意欲的に取り組むことで困難に負けない強い宍粟市、住みたい宍粟市、住

み続けたい宍粟市として成長、発展していけることを強く申し上げ、令和3年度宍粟市一般会計並びに令和3年度予算関連議案について、行政、市民、議会が一体となり、目標に向かって進むことが最重要であるということを申し添え、私の賛成討論といたします。

議員各位の賛同を重ねてお願い申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 以上で第22号議案の討論を終わります。

続いて、第23号議案から第30号議案についての討論を行います。

第23号議案、第25号議案及び第26号議案について、通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、反対者の発言を許します。

10番、山下由美議員。

○10番（山下由美君） 10番の山下です。第23号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

国民健康保険の被保険者には、年金生活者を含む無職、あるいは非正規労働者など、低所得の世帯が多く、高い国民健康保険税が生活を圧迫しております。その上、新型コロナ禍により、深刻な生活の危機にさらされておられます。

一般会計からの法定外繰入れを行い、保険税を引き下げたり、子どもに係る均等割の減免制度をつくるべきです。現時点におきましても、資格証明書や短期保険証が発行されていますが、直ちに中止し、市民の医療を受ける権利を守るべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

続きまして、第25号議案、令和3年度宍粟市後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。

この制度、発足以来、毎回指摘していることですが、後期高齢者医療制度は、年齢だけで医療制度を別枠に移すという差別医療制度です。高い介護保険料と併せて年金から天引きされ、高齢者の生活を追い詰めています。75歳以上になれば、病気にかかりやすくなる方も多く、治療にも時間がかかってきます。負担を苦しめた受診控えに新型コロナ禍による受診控えが重なっています。その上、医療費窓口負担現行1割の2割への引上げ関連法案が閣議決定され、国会に提出されています。これらは75歳以上の高齢者の暮らしや命、健康を守る上で大きな影響を及ぼしかねません。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

続きまして、第26号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算に対する

反対討論を行います。

令和3年度から第8期が始まりますが、介護保険料の月額基準額を第7期と同額の6,700円としています。第7期においては、新型コロナウイルス感染症により、サービスの利用控えによるサービス利用者の減少や第7期の介護保険計画で予定されておりました、小規模多機能型居宅介護事業所の選定に至らず、整備できなかったこと等で、給付費が予想以上に少なくなり、積み立てられた第1号保険料であります、介護給付費準備基金の残高見込みが1億8,400万円であり、そのうちの1億3,000万円を取り崩し、月額基準額を6,700円とするとの説明でありました。

宍粟市の介護保険料は高く、高齢者の生活を圧迫し、介護保険料を何とか払ってもサービスを利用するときの利用者負担が重く、その人に必要な使いたいサービスを使えない人がおられます。また、高過ぎる介護保険料を払えず、ペナルティーを課されている人たちもおられます。介護保険料は引き下げる方向で考え、引下げを実行すべきであります。

また、その人に必要な使いたいサービスが使えるように、サービス利用料の減免制度を市独自でつくるべきです。

以上、主な点を指摘して反対討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 次に、賛成者の発言を許します。

まず、11番、飯田吉則議員。

○11番（飯田吉則君） それでは、私からは、第23号議案、令和3年度宍粟市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国民健康保険事業は、平成30年度から県内統一して税負担の公平性を保つ観点から、資産割を除く3方式として運営されております。しかし、高齢化社会が進むとともに、1人当たりの医療費負担はますます増大しております。

そこで、健康寿命の延伸を図るため、データヘルス計画の策定と実施を進めるとともに、レセプト点検の強化や、ジェネリック医療費の利用促進など、保険者努力への取組による交付金増につなげる努力が行われることについては認められます。

また、一般会計からの繰入れについても、ルールに基づく繰入れは認められていることから、市民全体の国保加入者割合から見て、税負担の公平性の観点からもこれ以上の法定外繰入れは難しいと考えます。

一方、国保税納入に苦慮される低所得者層の人口も少なくないことから、それを踏まえた制度運営を強く求めるとともに、今後も市民の安心・安全に資する国保制度は維持し続けられることを願い、賛成討論といたします。

○議長（東 豊俊君） 続いて、3番、榎橋美恵子議員。

○3番（榎橋美恵子君） 第25号議案、令和3年度後期高齢者医療事業特別会計予算について、賛成の立場で討論を行います。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方と一定の障がいのあると認定された65歳以上の方を対象とする医療保険制度で、制度の運営は兵庫県の全ての市町が加入する兵庫県後期高齢者医療広域連合であります。今後ますます少子高齢化が進み、医療費の増大が予想されます。この制度は、現役世代と高齢者の負担を明確にして、公平で分かりやすい制度とするために平成20年4月から始まった医療制度です。現役世代が高齢者を支えるとともに高齢者も保険料と医療費の一部を負担することで国民皆保険を引き継いでいく、支え合いの仕組みがあります。国民保険の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的としています。また、保険料率は兵庫県内均一であります。

以上のような支え合う仕組みのある後期高齢者医療事業は賛成といたします。

議員各位の御賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 続いて、8番、神吉正男議員。

○8番（神吉正男君） 8番、神吉正男です。私からは第26号議案、令和3年度宍粟市介護保険事業特別会計予算について、賛成の立場で討論いたします。

この介護保険事業は、高齢者のみや高齢者独り暮らしの世帯の増加を受けて、介護を必要とする方が増えている現状で、介護をする家庭への負担を軽減するためにはならない保険制度です。運営において、市は介護予防に力を入れ、介護サービス費の抑制を図るとともに、国、県、市からの繰入れにより、介護保険料の市民負担軽減に努めておられます。

また、保険料は、所得に応じて段階的に設定されており、さらに生活保護受給者、市民税非課税収入額の低所得の方々には、公費により保険料の軽減も措置されており、この介護保険事業特別会計予算は適切であると判断します。

議員各位の賛同を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（東 豊俊君） 以上で討論を終わります。

続いて、採決を行います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（東 豊俊君） 今井議員。

○5番（今井和夫君） 先ほどの22号議案の中でのことについて、提案者のほう、津田議員のほうの修正案の提案理由の中で、歩道、道路が児童の安全について、提案

者はそれは確保されているというような意味合いのことを答弁の中でされたんですけども、私、予算の小委員会の委員長をさせてもらっている中で、修正案の提案者である津田議員のほうは、そういうふうな意味の発言は全くしていなかったというふうに思います。

だから、先ほど言われた、浅田議員がそういうふうに解釈されている、それを訂正せえと、そこまでは私は言いませんけども、そうではなくて、そうではないというふうに、津田議員はそのときそういうふうな発言は全くされていませんので、そういうこともちょっと議事録に残していただきたいなというふうに思うのです。あのままでしたら、津田議員は現状の観光駐車場の横の道が子どもたちにとって安全であるというふうに津田議員が言っているというふうな形で捉えられてしまいますので、津田議員は別にそういうことは全く言っていないと私は思っておりますし、それが事実だと思います。だから、その部分だけきちっと議事録のほうに残していただきたい。

発言に対しての解釈はそれぞれが先ほども議長も言われていましたように、解釈はそれぞれありますので、そこについてとやかく言うものではありませんが、やはりちょっと一方的で具合悪いかないというふうに私は思います。

以上です。

○議長（東 豊俊君） 浅田議員、発言を許可します。

○13番（浅田雅昭君） 私、何も作文したわけではございません。予算委員会で修正案が出たときに、私、修正案について質疑をいたしますということで質疑をさせていただきました。その内容を再度申し上げます。

今、市道の改良部分についても減額の修正が出ましたけれども、児童生徒の安全確保、市民の安全確保もこれも要らないということでしょうか、お聞かせくださいということで質疑をいたしました。

その点について、提案者からは、市道の歩道ももしどうしても必要なのであれば、それは当然考えなければいけないんですけども、今、十分その部分に関しては確保されているんじゃないかと、いう発言がございました。

さらに質疑をいたしました。安全確保がされているというのはそれはどういう意味でしょうか。危険な状況、山崎小学校児童の登下校について非常に危険な状況の中で今回、車道も広い、歩道も広げ、安全確保をしていこうということに対して、今現在、安全確保ができているとは私は思っておりませんが、その安全確保ができているという根拠をお聞かせくださいと、再度質疑をいたしました。

ですから、これによって私が今、討論で述べた内容に間違いがございますでしょうか。私はこの部分で討論をさせていただきましたし、昨日の予算決算常任委員会でも改めて言わせていただきました。ですから、今、今井予算委員長がそんなことは言っていないということを言われましたけど、私はそのことに対して確認をとっております、安全確保ができていると思っておられるんですかと。ですから、今、予算委員長の今井委員長が言われたことに対しては反論といえますか、事実を述べさせていただきます。

私からは以上です。

○議長（東 豊俊君） 今井議員、再度発言を許可します。

○5番（今井和夫君） そのときの発言、一字一句というのは多分そういうものだったんだろうと思います。しかし、津田議員は、あの道、だからもうそれは再整備しなくてもいいと、そういうふうなことは全く言っておりません。それはそれで必要があるならばしなければいけないということははっきりと明言されております。だから、そこは今の状況で安全が確保されているというふうには、それは言っていないというふうに私は思っております。

○議長（東 豊俊君） 皆さん、静かにしてください、よろしいですか、人が発言しているときには静かにするように。議員ですから、その辺のことは守ってください。よろしいか。

それでは、それぞれ意見があると思えますけども、休憩中に私が申し上げたとおりですので、それで御了解をください。

この件はこれで終わります。

続いて、採決を行います。

採決は分離して行います。

第22号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第22号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（東 豊俊君） 起立多数であります。

第22号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第23号議案を採決いたします。

第23号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第23号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第23号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第24号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第24号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第24号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第25号議案を採決いたします。

第25号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第25号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第25号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第26号議案を採決いたします。

第26号議案を起立により採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第26号議案を委員長報告のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(東 豊俊君) 起立多数であります。

第26号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第27号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第27号議案を委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第27号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第28号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第28号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第28号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第29号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第29号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第29号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第30号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第30号議案については委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第30号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第31号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第2、第31号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る3月10日の本会議で文教民生常任委員会に審査を付託していたものであります。

文教民生常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 報告します。令和3年3月10日に審査付託のありました、第31号議案、宍粟市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正については、第27回文教民生常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により、報告いたします。

第31号議案の主な内容は、公立宍粟総合病院において、院内感染防止業務等に従事した職員及び夜間休日の業務に従事した医師や看護師に対して、その業務の特殊性を踏まえ、新型コロナウイルス感染症患者等、受入れ医療機関緊急支援事業補助金の交付対象となる期間に限り、特例として特殊勤務手当を支給するため、必要な規定を整備するものであります。

審査の中で、委員からは、今回の手当の対象として、看護師の中に准看護師が含まれるのかと質疑があり、当局からは、看護師の中には准看護師を含むとの回答がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査しました結果、第31号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 文教民生常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

これより討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第31号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(東 豊俊君) 御異議なしと認めます。

第31号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第32号議案及び第33号議案

○議長(東 豊俊君) 日程第2、第32号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第14号)から第33号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)までの2議案を一括議題とします。

本2議案は、去る3月10日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長(大久保陽一君) 3月10日、審査付託のありました、第32号議案、令和2年度宍粟市一般会計補正予算(第14号)及び第33号議案、令和2年度宍粟市病院事業特別会計補正予算(第7号)の2議案について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により、詳細審査を分科会で行うことと決定しました。関係職員に説明を求め、審査を行いました。3月22日に予算決算常任委員会を開催し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。分科会の報告は次のとおりであります。

第32号議案の補正内容は、学校施設環境改善交付金の内示を受けた小学校の階段昇降機の設置及び中学校のトイレ改修にかかる工事費等の計上であるが、これらについては繰越明許を追加し、全額令和3年度に繰越執行となります。

審査の中で委員からは、市内学校施設のトイレ改修事業は今回の改修で終わりになるのかとの質疑があり、当局からは、今回の予算を活用し、来年度で全てのトイレ改修事業を完了予定であるとの回答がありました。

次に、第33号議案の補正内容は、国庫補助金を活用し、医師、看護師等に支給する特殊勤務手当の追加計上であります。

関係職員に説明を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をされ、第32号議案及び第33号議案の2議案につきましては、全会一致で賛成であったとのことでした。

全体会で以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。採決しました結果、第32号議案及び第33号議案の補正予算2議案については全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本2議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、第32号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第32号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第32号議案は委員長報告のとおり可決されました。

続いて、第33号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第33号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第33号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 第34号議案

○議長（東 豊俊君） 日程第4、第34号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

- 市長（福元晶三君） それでは、第34号議案、令和3年度宍粟市一般会計補正予算（第1号）につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国において低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとされました。そして、その支給に当たっては、可能な限り早期の実施を依頼されているところであります。当該給付金の支給に必要な事業費及び事務費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。補正額としましては歳入歳出にそれぞれ3,461万2,000円を追加し、補正後の総額を234億8,461万2,000円とするものであります。

諸事情御賢察の上、原案に御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- 議長（東 豊俊君） 説明は終わりました。

続いて、質疑がありますが、通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております、第34号議案は、予算決算常任委員会に審査を付託します。

ここで委員会審査のため、暫時休憩をいたします。

午前10時40分休憩

午前11時10分再開

- 議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

ただいま、予算決算常任委員長から議案の審査が終了したとの報告がありました。お諮りします。

第34号議案を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって、第34号議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

暫時休憩します。

午前 11 時 30 分休憩

午前 11 時 31 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

追加日程第 1 第 34 号議案

○議長（東 豊俊君） 追加日程第 1、第 34 号議案、令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本議案は、本日の本会議で予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、6 番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 本日、上程され、本委員会に付託されました、第 34 号議案、令和 3 年度宍粟市一般会計補正予算（第 1 号）について審査を行いましたので、会議規則第 111 条の規定により報告いたします。

第 34 号議案の主な内容は、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、国において、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行う観点から、子育て世帯生活支援特別給付金を支給することとされています。当該給付金の支給に必要な事業費及び事務費について、国庫支出金を財源として追加するものであります。

審査の中で委員からは、受給者に漏れがないようにとの意見があり、当局からは、申請を漏れなく頂けるように、しーたん放送などで周知するとの回答がありました。

また、支給の開始はいつ頃からかとの意見があり、当局からは、直近の児童扶養手当の支給に合わせて準備を進めているので、振込みは 5 月中旬をめどとしているとの回答がありました。

関係職員に説明を求め、慎重に審査した結果、第 34 号議案は全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（東 豊俊君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて、質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これより討論を行います。

本議案に関しましては発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

これより採決を行います。

第34号議案を採決いたします。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第34号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

第34号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 発議第1号及び発議第2号

○議長（東 豊俊君） 日程第5、発議第1号、宍粟市議会委員会条例の一部改正についてから、発議第2号、宍粟市議会会議規則の一部改正についてまでの発議2件を議題とします。

発議2件は、議会運営委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、実友 勉議員。

○議会運営委員長（実友 勉君） 発議第1号、宍粟市議会委員会条例の一部改正について、提案の趣旨について御説明を申し上げます。

第96回宍粟市議会定例会において可決いたしました、宍粟市組織条例の一部改正により、企画総務部を市長公室に、まちづくり推進部を総務部に改めたため、総務経済常任委員会の所管を同じく変更するものでございます。

併せて予算決算常任委員会の委員長は副議長の職にあるもの、副委員長は議会運営委員会の委員長の職にあるものをもって充てることとする改正であります。

議員各位には改正の趣旨に御賛同賜り、可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

続いて、発議第2号、宍粟市議会会議規則の一部改正について、提案の趣旨について御説明を申し上げます。

男女共同参画を考慮した議会活動の促進及びこれまで行政手続等において求めてきた押印の見直しを図る観点から、標準市議会会議規則の一部が改正されたため、宍粟市議会会議規則についても同様の改正を行うものでございます。

議員各位には改正の趣旨に御賛同を賜り、可決いただきますよう、お願いを申し上げます。

○議長（東 豊俊君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて、質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議2件につきましては、会議規則第39条第2項の規定により委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これより採決を行います。

採決は分離して行います。

まず、発議第1号を採決いたします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

発議第1号は原案のとおり可決されました。

続いて、発議第2号を採決いたします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

発議第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 総務経済常任委員会所管事務調査報告、文教民生常任委員会所

管事務調査報告及び新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告

- 議長（東 豊俊君） 日程第6、総務経済常任委員会所管事務調査報告、文教民生常任委員会所管事務調査報告及び新病院の整備等に関する調査特別委員会所管事務調査報告を議題とします。

まず、総務経済常任委員会の報告を求めます。

総務経済常任委員長、13番、浅田雅昭議員。

- 総務経済常任委員長（浅田雅昭君） それでは、総務経済常任委員会所管事務調査の報告をいたします。

なお、時間の関係もございます。詳細については、お手元に配付しております報告書の写しを御覧いただきたいと思っております。要点のみ口頭で報告をさせていただきます。

まず、調査事項につきましては、宍粟市総合計画後期基本計画及び地域創生総合戦略について、公共交通の利用促進に関する事項について、耕作放棄地対策に関する事項について、上水道事業に関する事項についての4項目でございます。

3番、調査の終了報告といたしまして、宍粟市総合計画後期基本計画及び地域創生総合戦略につきましては、2ページを御覧ください。

課題解決のための方策といたしまして、市民提案制度の導入ということを記述しております。市民提案制度は地域住民や事業所、団体等の提案を基に、市の事業の委託化や協働事業の実施を図ることで、地域課題の解決、まちの魅力の向上につながっていく制度である。森林から創まる地域創生がより市民に身近なものに感じられるよう、それぞれの地域をよく知る市民からの提案をこれまで以上に積極的に受け入れ、実現の可能性を探るようなサイクルによって宍粟市の魅力向上及び人口減対策とされたい。

続きまして、公共交通の利用促進に関する事項についてでございます。

この項目につきましては、利用の少ない路線を有する地域の移動手段の在り方についての調査を行っております。

3ページの下段、課題解決のための方策といたしまして、視点を2つ掲げております。

一度にたくさんの人を乗せて輸送効率を高める、もう一点は、地域住民の合意に基づき、持続的に運行できる仕組みを導入する、これらの視点から、地域に合った移動手段として2種類の運行形態を提案いたしております。

4ページを御覧ください。

まず、1つはNPO等が運行して、行政が支援する形の自家用有償旅客運送、これは登録制の部分です。もう1案は、有償での輸送サービスが難しい場合、ボランティアや地域の助け合いによる輸送、この2案でございます。

まとめといたしまして、一宮北部の交通空白地域はNPO等が運行して行政が支援する形の自家用有償旅客運送の実施を提案をしております。

また、波賀、千種の交通空白地域につきましては、市外連絡路線やタクシー事業の関係から、ボランティアや地域の助け合い輸送の検討を提案をいたしております。

また、補記として、下記3点を掲げておりますので、内容を確認を願いたいと思います。

次、5ページ、上水道事業に関する事項についてであります。

課題解決のための方策として、水道料金の値上げを抑えるための方策について調査をいたしました。

結果として、収入の確保についてということで3項目挙げております。

加入、接続の推進、滞納金徴収の強化、区域の拡張。

次に、経費の削減については、施設設備の統廃合、漏水調査、老朽管改修、広域連携の推進、国への要請等を掲げております。

4番、調査の中間報告ということで、耕作放棄地対策に関する事項については結論に至っておりません。引き続き調査を要する事項になっております。

7ページを御覧ください。

この課題につきましては、全市一律的な問題ではなく、各土地の事情に合った対策を考えていかなければならないという状況もございます。本件については、委員会として、第98回定例会の閉会後も引き続きの調査事項としたいと思っております。

あと、資料もつけておりますので、再度になりますけれども、詳細につきましては報告書を御高覧願いたいと思います。

以上で報告を終わります。

○議長（東 豊俊君） 続いて、文教民生常任委員会の報告を求めます。

文教民生常任委員長、9番、田中一郎議員。

○文教民生常任委員長（田中一郎君） 報告いたします。先ほどもありましたように、詳細については、資料を御覧ください。

まず、調査事項としまして、公立宍粟総合病院の経営状況、利用状況について、再生可能エネルギーを中心とした地域循環型社会の構築について、外出支援サービスについて、幼保一元化推進事業について、4点について継続調査を行ってまいり

ました。

調査の終了報告としまして、再生可能エネルギーを中心とした地域循環型社会の構築について、市民生活部所管の分なんですけども、令和3年度より産業部との所管事務が一部移行されるため、終了とさせていただきます。

2ページをお願いします。

当局も視察された資源循環のまちづくりを実践している九州のみやま市と大木町の生ごみ等資源化施設がこれから参考になっていくのではないかと考えております。宍粟市においても、し尿処理施設の更新時期に合わせて再生資源化処理計画を研究していくことが必要であると考えに至りました。併せて紙おむつのリサイクルについても時代の要求するところであると考えことから、にしはりまクリーンセンターの加盟市町と協議、協力を図り、産業界や大学研究室等へも働きかけるなどすることが必要であると考え結論に至りました。

まとめとしまして、ごみの減量化と再資源化、それを循環させていくこと、長期展望に立って研究し、施策を組み立てていくことが必要であると結論づけました。

続きまして、調査の中間報告を行います。

総合病院、健康福祉部、教育部所管の調査事項は委員会として引き続き調査を要するとの結論に至りましたので、これまでの調査経過について報告します。

まず、公立総合病院の経営状況、利用状況についてですけども、令和元年度の業績は平成7年以来二十数年ぶりの黒字となり、経営損益ではプラス3,818万円の黒字になりました。令和2年度はコロナ禍等の影響で患者数が少々減少しているようでありまして、3ページを御覧ください。

以後、新病院を計画的に開院するためにも、令和2年度以降も引き続き黒字経営を維持することが望まれます。

続きまして、外出支援サービスについて報告します。

3ページを御覧ください。

特に委託業者へのチェック体制並びに判定基準を明確にし、財政負担など、他の交通機関や移動手段との整合性を図り、有効的な事業展開が必要であり、官民一体となった運営を推進することが必要であると位置づけました。

4ページを御覧ください。

まとめとしまして、市民にとって欠かすことのできない外出支援サービスを継続していくための事業形態、今後の個人負担が妥当なのかを調査、検討を進めながら、移動支援と福祉サービスを一体的に提供しながら、利用者の個々のニーズや状況に

応じた柔軟な支援や複数の利用者に対する移動の同時支援などを行うため、実施主体となる市が地域生活支援事業として今後も継続的に進めていく大切な、重要な施策であると位置づけました。

続きまして、幼保一元化推進事業について、山崎地区のこども園は建設候補地の選定が進み、令和5年度開園に向け、予定どおり進む見込みであると。城下地区に関しては、候補地として、城下幼稚園、城東保育所跡地が候補となる。現在、地元の皆様とのヒアリング、説明会等を行い、候補地の選定を進めている状況である。

問題点としましては、地元意見の収集が絶対条件であり、市民の理解なくして進めてはいけない事業でもあり、市民意見の収集に時間を惜しまず、最善の方向性を検討していただきたい。

まとめになりますけれども、財政面においても、将来負担につながるような建設計画にならないように、慎重に事業を進めていってもらいたいと結論づけました。

以上の3件については、委員会として第98回定例会の閉会後も引き続きの調査事項としたいと思います。

以上、報告を終わります。

○議長（東 豊俊君） それでは、続いて、新病院の整備等に関する調査特別委員会の報告を求めます。

新病院の整備等に関する調査特別委員会、委員長、9番、田中一郎議員。

○新病院の整備等に関する調査特別委員長（田中一郎君） 報告します。特別病院委員会報告書についても、詳細はお手元に配付しておりますので御覧ください。

まず初めに、宍粟市議会では、地方自治法109条等の法令に基づき、令和元年10月4日、第87回定例会において、新病院の整備等に関する調査特別委員会を設置し、新病院の整備等に関して、これからの病院に期待される役割や病院機能及び施設整備の方向性など、望ましい在り方について調査、研究を重ねてまいりました。その成果として報告いたします。

2ページを御覧ください。

調査活動の経過概要ですから、そこに記載しているとおりでございますけれども、令和元年10月4日の設置以降、委員会研修を含み、13回の特別委員会を開催してきました。宍粟市新病院委員会から提出のあった資料に基づいて調査すること及び特別委員会独自で調査をすることとし、項目について委員より意見を聴取し、議論を行い、重ね、新病院基本構想への提言として取りまとめました。

5項目について特に調査をいたしました。将来の人口増、病院機能及び病院規模、

財政面、病院跡地利用、アクセスについて、公共交通の利便性の向上等、委員からの意見は別添参照にしてください。

活動内容は、別表、表のとおりです。

4 ページを御覧ください。

新病院建設基本構想への提言といたしまして、6 項目提言しておりますので御覧ください。

終わりになりますけども、本特別委員会の1年5か月間の活動期間において、議員各位の協力の下、新病院整備に関わる基本構想への提言をすることができました。

今後は、新病院整備に関わる基本計画作成終了まで開催することとなっていました。が、コロナ禍による行程の遅れなどから、基本計画は樹立されておらず、今後も継続して調査が必要であるとの結論に至ったところであります。

以上、報告いたしました。

○議長（東 豊俊君） 各委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

これで、3 委員会の所管事務調査報告を終わります。

暫時休憩します。

午前 11 時 55 分休憩

午前 11 時 56 分再開

○議長（東 豊俊君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第7 所管事務等調査について

○議長（東 豊俊君） 日程第7、所管事務等調査についてを議題とします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（東 豊俊君） 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定しました。

以上で、本日の日程は終了いたしました。

今期定例会に付託されました案件の審議は全て議了いたしました。

これをもちまして第98回宍粟市議会定例会を閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第98回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会も、新型コロナウイルス感染防止、その対策の中での議事運びとなりましたが、議員各位、市長初め、当局の皆様、また、傍聴者の皆様にも御理解、御協力を得まして、本日をもって無事に閉会となりました。

今期定例会では、宍粟市誰もが自分らしく生きる共同参画社会づくり条例の制定についてをはじめ、条例の一部改正についてなど、そして、令和2年度一般会計、特別会計補正予算といずれも重要な案件でございました。

さらに、今期は市民生活に直結する令和3年度宍粟市一般会計予算、特別会計予算の上程がございましたが、予算委員会、今井委員長、津田副委員長を初め、委員の皆様との連日にわたる慎重なる審議を経て、新年度予算、そして、今期定例会に上程されました案件は、議員各位の御精励により、全て適切妥当なる結論にて議了をいたしました。

さて、新型コロナウイルスによる不安混迷が続き、いまだ先の見えない状況であり、私たち一人一人が感染防止に対し、いつのときも十分に気を配ることが求められております。これ以上、感染が拡大しないこと、そして、一日も早く平穏な日々に戻ることを願うばかりでございます。

同時に私たちは宍粟市議会として、新型コロナウイルス感染症の不安に負けない支え合いのまちづくりのための決議を行ったことを再確認するところでございます。

後になりましたが、今日まで議場を共にしてまいりました、市民生活部、平瀬部長、健康福祉部、世良部長、産業部、名畑部長、3名の方が本年度をもって定年退職を迎えられると聞いております。皆様の今日までの長きにわたる奉職に対し、心より敬意を表しますとともに、今後におきましては、新たな分野で御活躍されますことを御期待申し上げる次第でございます。

また、隅岡参事におかれましては、県より出向、宍粟総合病院の事務部長として着任され、今日まで病院の運営に多大な貢献をいただきましたことに、この場をお借りして心より感謝し、御礼を申し上げます。ありがとうございます。なお、今後ますますの御活躍を御祈念を申し上げます。

終わりに、私たち16名の議員は本年5月14日をもって議員の任期満了を迎えるこ

とになります。振り返って4年の間、議員各位におかれましては、住民の奉仕者としてそれぞれの思いの中でお互いが大いに議論を交わしつつ、活動してこられ、今日に至りました。皆様がそれぞれの立ち位置で住民の福祉向上に寄与されたものと思うところでございます。

なお、今期限りで勇退される方々には、今日までの御精励に深く敬意を表する次第でございます。

そして、引き続き住民の代表を目指される皆様には、来る5月2日の選挙の後、再び議場で顔を合わせ、議会人としてお互いが他者を認め合う中で調和のとれた宍粟市議会として住民福祉の向上、宍粟市の発展に御尽力くださいますよう、切に願うものでございます。

同時に福元市長におかれましては、再び市政を担いたいと聞き及んでおります。2期8年間の実績を大きな基盤として、人と自然が輝き、みんなでつくる夢のまちの実現、そして、住んでよかった、住み続けたい宍粟市、誇れるまちづくりに今後も邁進していただくことを強く願うものでございます。

これをもちまして閉会の挨拶といたします。

今日までの2年間、議員各位、そして、福元市長、中村副市長、西岡教育長を初め、各部長、局長の皆様には円滑な議事運営に御協力をいただきましたことに心より感謝し、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

○市長（福元晶三君） 第98回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

桜のつぼみも膨らみ始め、吹く風にも春の訪れを感じるようになりました。先月26日に開会いたしました第98回宍粟市議会定例会は、東議長、林副議長を初め、議員各位の御精励により、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたこと、心より厚くお礼申し上げます。

今定例会におきましては、令和3年度予算を初め、条例の制定など、多数の重要案件につきまして慎重な御審議をいただきましたこと、改めて厚くお礼申し上げます。

さて、先ほどもありましたが、市内の新型コロナウイルス感染はここ数か月、一定の押さえ込みができておりますが、依然として予断を許さない状況に変わりはなく、一日も早いワクチンの接種が望まれます。先週18日には、山崎スポーツセンターで医療関係者や市民の皆様約60名に協力をいただき、その模擬訓練を実施いたしました。会場設営には市内の企業にも御支援をいただき、官民挙げての訓練となり

ました。今後、課題を整理し、準備を整えてまいりたいと思います。

実施時期については、高齢者の接種が5月初旬になる見込みではありますが、詳細が決まり次第、市民の皆様に逐一お知らせをいたすこととしております。

来る令和3年度は施政方針でも申し上げたように、引き続き森林から創まる地域創生をテーマに、住む・働く・産み育てる・まちの魅力の4つを柱とした施策を展開します。本市の豊かな自然を有効に活用し、都市からの交流人口や移住者の増加を図るとともに、充実した教育環境や地域医療の体制づくり、生活圏の拠点づくりなどを積極的に進める未来創生予算に全力を注いでまいります。

さて、先ほどもありましたとおり、議員の皆様にはこの5月14日で4年間の任期が満了となります。今期をもって勇退される方、また、引き続き住民の代表として目指される方など、様々ではあると思いますが、今後とも何とぞ変わらぬ御指導とお力添えを賜りますよう、よろしくお願いいたします。

私も同様に残り1か月余りの任期となります。就任以来、本市の発展に全身全霊をささげてまいりました。幸いにもこの間、議員各位を初め、多くの市民の皆様から御支援をいただき、今日を迎えておりますこと、この場をお借りして心から感謝を申し上げます。本当にありがとうございます。

結びに、新年度にかけても、公私何かとお忙しいこととは存じますが、何とぞ健康には十分留意をいただき、さらに活躍をしていただきますこと、心より御祈念申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。

長期間、本当にありがとうございました。

(午後 0時08分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 東 豊 俊

宍粟市議会議員 神 吉 正 男

宍粟市議会議員 田 中 一 郎